

# 休日に住民カードの手続きを 7月13日(土)・14日(日)の両日



自動交付機で住民票・印鑑証明・戸籍謄本(市内に本籍のある方)等を取得できる住民カードの発行専用窓口を開設します。ぜひこの機会をご利用ください。

自動交付機では、平日(朝8時から夜間20時まで)及び休日(朝9時から夕方17時まで)にも証明書が取得でき、窓口手数料より100円減額されます。

## ○開設日時

7月13日(土)  
14日(日)

8時30分から17時15分まで

## ○開設場所

- ・水口庁舎
- ・土山地域市民センター
- ・甲賀大原地域市民センター
- ・甲南第一地域市民センター
- ・信楽地域市民センター

## ○申請に必要なもの

- ①印鑑
  - ②本人確認書類1点(本人の写真が貼付されたもの)〈運転免許証など〉
  - ③その他本人確認書類1点〈健康保険証など〉
  - ④市民カード、旧町の印鑑登録カード(お持ちの方)
- ※顔写真つきのカードには写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)が必要です。ご自分で用意できない場合はお申し出ください。



〔e-Taxが利用可能に〕  
公的個人認証サービスを利用した住民カードにつ

けるとe-Tax(国税電子申告)など電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができます。(※公的個人認証サービス手続きは住民基本台帳ネットワークシステムが休日には使用できないため、平日のみの受付となりますのでご注意ください。また別途手数料が500円必要となります。)

## 【すでに住民カードをお持ちの方へ】

カード裏面をご確認ください。裏面に「住」「戸」の印が記されている場合は、それぞれ住民票、印鑑証明、戸籍の発行が可能です。印がないカードについては、発行を可能とする手続きが必要です。

## 【外国人住民の方へ】

7月8日から外国人住民の方にも住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始され、住民カードを取得いただけますので、ぜひお越しください。

○詳細は左記までお問い合わせください

問い合わせ	
市民課	甲南第地域市民センター
☎056-06883	☎066-4161
土山地域市民センター	信楽地域市民センター
☎09-11101	☎82-11121
甲賀大原地域市民センター	
☎06-4101	

# 保育料の減額・免除手続き申請について

お子さんが2人同時に保育園などに入園している場合や、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている場合、保育料の減額や免除が受けられる場合があります。

## 【兄弟姉妹入園の場合の減額手続き】

■申請期限：7月8日(月)まで

◆2人同時に保育園等に入園している場合は、2人目の児童にかかる保育料が基準額の半額になります。3人以上同時入園の場合は、3人目以降の児童にかかる保育料が0円になります。

◆手続き方法：保育料減額申請が必要な場合があります。

次の①に在園している兄弟がいる場合、

次の②・③に在園、在学、利用している兄弟がいる場合、保育料(暫定)決定通知等に同封して送付してある「兄弟姉妹入園の場合の減額手続きについて」を提出してください。提出された方へ7月中にさらに必要な手続きについて個別に通知する予定です。

施設の種別	手続きの必要
①市内保育園・認定こども園(長時部)	なし
②幼稚園・認定こども園(短時部)へ認可・認定施設に限る	あり
③特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援	あり

## 【3人目以降のお子さんの保育料一部免除手続き】

■申請期限：8月2日(金)まで

◆次のすべてに該当する世帯は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ①平成25年度保育料徴収金(保育料)基準額表でB2・C11・C12階層の世帯
- ②平成7年4月2日以降生まれのお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている世帯
- ③平成25年4月1日現在で、甲賀市に引き続き1年以上、住民登録されている世帯

◆手続き方法：保育料免除申請が必要です。平成25年度保育料確定後、該当する方へ必要な手続きについて7月中に個別に通知する予定です。該当すると思われる方で通知が届かない場合はご連絡ください。



問い合わせ  
こども未来課 管理係  
☎06-8179 / ☎06-83380

# 外国人住民の方へ住民票コードを通知

2013年7月8日から日本人住民の方と同じように、外国人住民の方も住民基本台帳ネットワークシステム(日本全国の住民票情報をネットワーク化したもの)に住所等の情報が記録され、住民票コードが付番されます。それにより、「住民票コード通知票」を7月8日以降、郵便で通知します。この通知による手続きの必要はありませんので、大切に保管してください。

## 住民票コードって何?

住民票に記載される無作為に選ばれた11桁の番号です。他の人と同じ番号になることはありません。

## 何か便利になりますか?

- ◇本人または同じ世帯の人の住民票の写しを、他の市区町村窓口でもお取りいただけます。
- ◇住民基本台帳カードをお作りいただくと、カードに電子証明書を入れることができるほか、顔写真付のものは公的な本人確認書類として利用できます。

## 自動交付機利用停止のお知らせ

7月6日(土)、7日(日)はメンテナンスのため証明書発行ができませんのでご了承ください。

# 木造住宅無料耐震診断および耐震改修のご利用を

昭和56年5月以前に建てられた住宅は、耐震基準が緩やかであったため、地震が発生した場合に大きな被害を受ける可能性があります。

市では地震から生命や財産を守るため「無料耐震診断」と「耐震改修補助」を実施しています。

## 一・無料耐震診断

- 対象建築物
- 甲賀市内の木造住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工され完成している住宅
- 階数が2階以下かつ延床面積が300㎡以下の住宅
- 延床面積の半分以上を住居としている住宅
- 木造軸組工法で建築している住宅
- 過去に耐震診断を実施していない住宅

## 【申込期限】

平成25年11月末まで

## 【申込窓口】

住宅建築課(水口庁舎2F)

## 二・耐震改修補助

耐震診断を受けて、倒壊する可能性が高いと判定された建築

物(上部構造評点0.7未満)について、上部構造評点を0.7以上に耐震改修をされる場合には、改修工事費の一部を補助する制度があります。

また、今年度限り通常の補助額に加えて、30万円の上乗せがあります。耐震改修をお考えの方は、工事をされる前にご相談ください。

## 工事費・補助金対象表

対象となる工事費	50万円超 100万円以下	100万円超 200万円以下	200万円超 300万円以下	300万円超
耐震・バリアフリー改修事業補助金	10万円	20万円	30万円	50万円
木造住宅耐震化緊急支援補助(※平成25年度のみ)	×	30万円	30万円	30万円
主要道路沿い割増	×	10万円	10万円	10万円
高齢者(65歳以上)世帯割増	×	10万円	10万円	10万円
補助金合計額	10万円	70万円	80万円	100万円

問い合わせ  
住宅建築課 建築係  
☎5-0725 / ☎63-4601